

新しい被保険者証を送付します

国民健康保険加入者の皆さんが現在使用している被保険者証は、9月末日で有効期限が切れ、10月1日から新しい被保険者証を使用していただくことになります。

◆新しい被保険者証

- ①個人ごとにカード化されています。
- ②9月末日までに、世帯単位で郵送します。届いたら内容をご確認ください。

◆古い被保険者証

ご自身で裁断するなどして、破棄していただいて結構です。
または、同封の返信用封筒で返送されるか、直接役場1階2番の窓口へお持ちください。

◆⑧・⑨などの被保険者証

新たに申請していただく必要があります。お早めに手続きをしてください。

①対 象：学生の方や、仕事などで富士見町から住民票を移されている方で、引き続き富士見町国保の被保険者証が必要な方

②窓 口：役場1階2番

③持ち物：⑧…印鑑、被保険者証 ⑨…印鑑、被保険者証、在学証明書（学生証の写し可）

※今年4月以降に申請した方は、在学証明書は必要ありません。



人間ドック補助金のご案内

富士見町国保の被保険者が人間ドックを受けられたときは、保険料を滞納していない世帯の方を対象に健診費用の一部を補助しています。

◆補助金額 日帰りドック 15,000円 一泊ドック 30,000円

◆申請方法 健診終了後、「人間ドック補助金交付申請書」と「人間ドック補助金請求書」に必要事項を記載し、領収書（原本）と健診結果（原本）を添付して申請してください。

【申請の際にお持ちいただくもの】

- 1.国民健康保険証 2.領収書（原本） 3.振込口座のわかるもの（預金通帳など）
- 4.印鑑 5.健診結果等報告書（健診データの原本）

年金だより

後納制度（国民年金保険料の納付期限の延長）が始まります

問 国民年金保険料専用ダイヤル ☎0570-011-050 岡谷年金事務所 ☎23-3661



国民年金制度は、20歳から60歳に到達するまでの40年間、国民年金保険料を納めていただくことで満額の老齢基礎年金を受給することができます。

しかしながら、保険料を納められなかった期間がある場合や資格取得などの届出忘れにより国民年金の資格期間がない場合には、将来の年金が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなってしまうこと（保険料納付や免除等の合計が25年（300月）未満の場合）があります。

このような事態を避けるために、昨年、法律が改正され平成24年10月1日から平成27年9月30日までの3年間、国民年金保険料を納めることができる期間が過去2年から過去10年に延長となる後納制度が始まります。

ただし、すでに老齢基礎年金の受給権をお持ちの方は、納めることができませんのでご注意願います。対象の方には本年8月以降、日本年金機構からお知らせが届きますのでご確認ください。なお、後納保険料を納付するためには事前にお申し込みいただき、審査させていただくことになります。審査の結果、後納制度による納付をご利用いただけない場合があります。

詳しくは、「国民年金保険料専用ダイヤル」または、岡谷年金事務所へお問い合わせください。